

「行政経営アクションプラン」の取組状況(方向性ごと)

方向性1「暮らしに合った便利な行政サービスの提供」

社会の変化を捉えた既存事業の見直しや急速に発展するICTを取り入れた行政手続の利便性向上など、市が提供するサービスの継続的な改善に取り組むもの

No.	取組効果		実施スケジュール				取組状況		指標の達成状況 (R2実績)	効果額	
	現状(令和元年度の状態)	実施後(令和5年度末の状態)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	令和2年度の取組	進捗			
行政サービス(申請手続等)の利便性向上											
1 電子申請の推進(経営管理課)											
	・国が整備するオンラインシステムの基盤「マイナポータル」を活用し、子ども、子育て・介護、災害分野での電子申請導入に向け、検討・調整することとし、令和2年度中に電子申請が必要な中間システムを導入することを目指している。	・電子申請の対象業務の拡大に併せて、適宜、本市の各種行政手続における電子申請サービスの環境が整備され、市民が時間や場所にとらわれず、行政手続ができています。 【参考指標】電子申請導入の対象業務	① 子ども、子育て・介護分野でのサービス展開	検討・実施	→	→	→	・20業務について、令和3年2月から開始	おおむね予定どおり進んでいる	電子申請導入の対象業務:19業務	—
			② その他分野でのサービス展開	検討	順次実施	→	→	・災害分野への導入検討 ・市の独自利用事務への電子申請の導入に向けて、導入するサービスや開始時期などを検討			
2 個人番号カード(マイナンバーカード)を活用したサービス提供(経営管理課、市民課)											
	・国が整備するオンラインシステムの基盤「マイナポータル」を活用し、子育て・介護分野における「サービス閲覧・検索機能」を実施している。 ・諸証明書のコンビニ交付や自治体ポイント事業を実施している。	・マイナポータルを活用した行政手続の電子申請の進展や、本市独自でマイナンバーカードの利活用が促進されることにより、手続の簡略化や簡素化が進んでいる。 【参考指標】マイナンバーカードの交付率(実績値)	① 個人番号の独自利用	検討 順次実施	→	→	→	・個人番号利用条例における対象業務で添付書類の省略を実施	おおむね予定どおり進んでいる	マイナンバーカードの交付率(実績値):31.8%(R3年6月末現在)	—
			② 各種カードのワンカード化	検討	実施	→	→	・図書館カードのワンカード化に向け課題整理			
			③ その他サービス(申請書作成システムの導入等)の検討	検討 随時実施	→	→	→	・国のモデル事業(高齢者パスカード及び障がい者交通費)に応募し、マイナンバーカードを使った市独自のサービスの提供に向けて検討			
3 窓口サービスにおけるAI活用(経営管理課)											
	・子ども子育て分野の試行運用を実施しており、市民からの問合せ等に対して、高い解決率により対応ができています。	・問合せ等に対して高い回答精度のAI自動応答サービスが複数分野で展開され、市民がいつでも問合せができ、即時に解決できている。	① 子ども子育て分野での導入	本格運用開始	→	→	→	・令和2年4月から本格運用開始	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
			② 他の窓口分野での導入	検討・導入 (順次実施)	→	→	→	・「家庭ごみの分別」分野において令和3年2月から開始 ・新型コロナウイルス感染症に伴う市有施設の開館状況や宇都宮市緊急事態宣言の発出等のプッシュ配信を開始			
4 外国人住民向けサービスにおけるICT利活用(国際交流プラザ)											
	・日本語が得意でない外国人住民が、本庁舎または地区市民センター等に日本語ができる友人や家族等と一緒に来庁し、友人等を介して手続を行っている。 ・本庁舎内の4課(管財課(総合案内)、市民課、生活福祉課、保険年金課)多言語音声翻訳タブレットを配置し、申請手続や説明等を行っている。	・多言語音声翻訳タブレットを窓口職員が活用することで通訳者を介さず、日本語が得意でない外国人住民に直接対応できることにより、申請手続や説明等が迅速かつ正確にでき、時間の短縮化につながるなど窓口事務の円滑化・効率化が図られている。 ・必要な窓口等に多言語音声翻訳タブレットが配置され、日本語が得意でない外国人住民と職員とのコミュニケーション支援を図り、外国人住民が行政サービスを利用しやすい状況になっている。	① 多言語音声翻訳タブレットの配置	配置拡大	→	→	→	・本庁舎と出先機関へ9台導入(全13課に配置)	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
			② 多言語音声翻訳タブレットの利用促進	周知	→	→	→	・広報紙や市ホームページ等での周知や配置課の窓口等に案内を掲示			
			③ 多言語音声翻訳タブレットの活用による窓口事務の円滑化・効率化	職員研修の実施	→	→	→	・職員向けタブレット操作研修を実施			
5 キャッシュレス決済の推進(経営管理課)											
	・市税等の一部の収納事務においてページー収納を活用している。	・市税等の徴収金ごとにふさわしい決済手法が整備され、公金等管理事務における効率性・正確性の向上が図られるとともに、市民が市税等の支払において様々な手段を選択することが可能となっている。 【参考指標】キャッシュレスの導入に係る検討科目数	① クレジットカード決済	市税	拡大検討 順次実施	→	→	・市税(固定資産税等)及び国民健康保険税において令和2年12月から開始	おおむね予定どおり進んでいる	キャッシュレスの導入に係る検討科目数:5 徴収金/127科目	—
			② スマートフォン決済	水道料金等	拡大検討 順次実施	→	→	・水道料金において令和2年4月から開始			
			③ 新たな決済手法の検討・実施	検討 随時実施	→	→	→	・証明発行手数料のキャッシュレス決済化を検討			
6 地域連携ICカードの導入・利活用(交通政策課)											
	・バスの運賃支払方法は「バスカード」または「現金」となっている。 ・既存行政サービスは対象者に「バスカード」を配布している。	・バス、LRTの運賃支払方法は「交通ICカード」または「現金」となり、運賃支払等の簡略化による市民の利便性が向上するとともに、公共交通の定時性が向上している。 ・地域連携ICカードの地域独自サービスへの活用が図られ、市民サービスが向上している。 【参考指標】交通ICカードによる運賃支払の割合	① バス、LRT等へのICカード導入	システム及び機器の設計開発等 順次サービス開始	→	→	→	・令和3年3月から路線バスに先行導入	おおむね予定どおり進んでいる	交通ICカードによる運賃支払の割合: (R3年度から実施)	—
			② 行政サービス等での活用(高齢者外出支援事業など)	サービス内容の検討 順次サービス開始	→	→	→	・高齢者外出支援事業、障がい者交通費助成事業に令和3年度からの実施体制を整備			
7 地域行政機関の機能の見直し(みんなでまちづくり課)											
	・出張所及び地区市民センターで取扱業務の適正化を図り、市民サービスの向上に努めながら、各種証明書の発行・交付や福祉分野の各種申請・届出の受付、市税の収納などの様々な窓口サービスを提供している。 【現状値】地区市民センターなどの地域行政機関を利用しやすいと感じている市民の割合:66.6%	・地域状況の変化や民間サービスの充実等を踏まえ、ICT活用などにより既存の事務事業や執行体制の見直しなどの行政事務の効率化が図られ、市民が必要な行政サービスを円滑に利用できる。 【目標指標】地区市民センターなどの地域行政機関を利用しやすいと感じている市民の割合:76%以上(令和5年度市民意識調査)	① 地域行政機関におけるサービス等 の見直し	検討 順次実施	→	→	→	・個人番号通知カードの廃止及び高齢者外出支援事業の一部の業務の見直し	おおむね予定どおり進んでいる	地区市民センターなどの地域行政機関を利用しやすいと感じている市民の割合: 68.4%(市民意識調査)	—
8 既存事業の見直し(経営管理課)											
	・事業の効果や効率性、社会経済環境や市民ニーズの変化を捉えながら、既存事業を見直し、予算編成に反映することで、行政経営資源配分の最適化に取り組んでいる。	・既存事業が、市民ニーズや社会経済環境の変化に対応したより効果の高い事業に再構築され、効果的な予算配分や事務の効率化が図られている。	① 既存事業の点検・再構築	推進	→	→	→	・市単独事業の見直しについて対応を整理	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
			② 既存事業の見直しの仕組みの構築	検討・実施	→	→	→	・財源確保に向けた見直しの仕組みを検討			

方向性1「暮らしに合った便利な行政サービスの提供」の取組状況

・マイナポータルを活用した電子申請や子ども・子育て分野等の問合せサービスへのAI導入による自宅からの申請や24時間の問合せ対応など、各種行政手続の利便性向上に向けた8取組が実施され、全ての取組において「おおむね予定どおり進んでいる」となり、取組は着実に進んだ。

・今後は、生活や環境変化に合わせて、令和2年度に実施した取組の定着や更なる事業展開、対象業務の拡充など、一層のスピード感を持って取り組む必要がある。

方向性2「持続可能な行政経営基盤の確立」
 将来にわたって安定的に市民生活を支えることのできるよう、業務プロセスの見直しや執行体制・財政基盤などの行政経営基盤の強化に取り組むもの

(1)「安定的なサービス提供体制の確立」

No.	取組効果		実施スケジュール	R2年度				R3年度	R4年度	R5年度	取組状況		指標の達成状況 (R2実績)	効果額
	現状(令和元年度の状態)	実施後(令和5年度末の状態)		実施	→	→	→				令和2年度の取組	進捗		
組織体制の充実														
9 組織力向上プロジェクトの推進(経営管理課, 人事課)														
	・各課の目標管理における業務改善の取組の設定や長時間労働等の負担が大きい所属に対するヒアリング等の取組を実施しており、新たな業務が発生している状況においても、長時間残業の時間数やスイッチオフdayの実施率等各取組の実績値の低下等は見られなかった。	・「仕事量の削減」や「職場環境の向上」が図られ、職員の能力を結集しながら行政事務が円滑に進められている。 【参考指標】残業時間数が月60時間を超える職員数	① BPR(業務プロセスの見直し) ② 管理監督職のマネジメント強化 ③ 職員の意識改革	実施 実施 目標管理 職員提案の実施	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →	・業務改善効果が見込まれる50業務について、業務委託により業務工程調査・分析等を実施 ・超過勤務の多い所属(10所属)に改善策を提案 ・管理監督職にマネジメントの徹底を依頼 ・勤務時間の割振変更(ズレ勤)を実施 ・改善事例の発信	おおむね 予定どおり 進んでいる	残業時間数が月60時間を超える職員数: 530人(R3年1月現在)	—	
10 職員の人材育成・活用(人事課)														
	・政策形成研修の実施など、職員一人ひとりが自らの能力を最大限生かして解決していく「自律行動型職員」の育成に取り組むとともに、職場ごとに、「仕事量の削減」や「職場環境の向上」などに継続的に取り組んでいる。	・職員一人ひとりがキャリアアップの意識を持ち、政策形成研修などを通して、自らの能力を最大限生かして解決していく「自律行動型職員」が育成され、管理監督職がマネジメント力を発揮し、職員一丸となって誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。	① 職員の政策形成能力の向上 ② 管理職のマネジメント力の強化 ③ キャリア・デザインの実現に向けた人材育成	政策形成研修の実施 研修内容の検討 研修の充実に向けた検討	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →	・個人学習の実施 ・個人学習の実施と部局間の課題や今後の取組等の共有 ・各部局の課題や今後の取組等の共有	おおむね 予定どおり 進んでいる	—	—	
11 課題に対応した機能的な組織整備, 職員配置の重点化(人事課)														
	・「組織整備・定員適正化に関する方針」(平成27年3月策定)に基づき執行体制を整備している。(令和2年4月1日現在の職員数:3,286人(国体を除く定員管理対象職員数:3,248人))	・「組織整備・定員管理に関する方針」(令和2年3月策定)に基づき、職員の重点配置や業務効率化の推進を通して、組織・定員の最適化が図られている。	① 組織整備 ② 定員管理	実施 実施	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	・令和3年度の執行体制を整備	おおむね 予定どおり 進んでいる	—	—	
12 行政事務のアウトソーシングの推進(経営管理課, 人事課)														
	・定型的業務などを含め、多くの業務を職員が担っている。 ・BPR(業務プロセスの見直し)の実施に向けた準備を行っている。	・BPRの実施により、これまでの業務手法の見直しを図られ、民間事業者のノウハウ等が発揮できる業務の外部委託が実施されている。 【参考指標】外部委託の実施件数	① 外部委託の実施	対象範囲 検討	対象範囲 検討 順次実施	→	→	→	→	・保育園の給食調理業務の外部委託の拡大に向けた調整を実施(令和3年4月から拡大)	おおむね 予定どおり 進んでいる	外部委託の実施件数: (R3年度から実施)	—	
13 指定管理者制度の推進(経営管理課)														
	・公の施設において、指定事業者による管理・運営が行われている。	・指定管理者による施設の特性を踏まえた適切な管理・運営がなされ、併せて、モニタリングが適正に実施されていることにより、経費削減などの行政事務の効率化や利用者満足度の向上が図られている。 【参考指標】指定管理者制度導入施設数	① モニタリングの実施・結果の反映 ② 「利用者満足」の把握・反映の仕組みの充実 ③ 市内事業者の受注機会拡大に向けた環境整備	実施 随時、指導・改善 検討 順次、実施 検討 順次、実施	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →	・令和元年度の指定管理者による各施設の管理運営状況について評価を実施 ・令和3年度に検討に着手できるよう準備 ・新たな指定管理者を導入する施設において市場調査を実施	おおむね 予定どおり 進んでいる	指定管理者制度導入施設数:211施設 (R3年4月現在)	—	
14 子どもの家等事業の管理運営の見直し(生涯学習課)														
	・市がボランティアによる運営委員会に運営委託しているが、利用児童数の増加に伴い、ボランティアによる運営負担が増大しており、運営の継続性に不安がある。	・保育に関する専門知識とノウハウを持ち、安定した運営と指導員の安定した雇用を確保できる法人格を持つ運営主体による運営へ移行することで、子どもの家等事業の運営体制が強化されている。	① 指定管理者制度の導入	指定管理者の選 定	指定管理者制 度の導入	→	→	→	→	・8ブロックにおいて令和3年4月から指定管理者による管理運営を開始	おおむね 予定どおり 進んでいる	—	—	
15 市営住宅の管理運営の見直し(住宅政策課)														
	・市内20か所の市営住宅において、市が直営で、入退去の受付や施設の維持管理などの管理運営を行っている。	・公民の適切な役割に基づき、既存の管理運営を見直し、民間活力を効果的に活用することで、事務の効率化や市営住宅の効果的・効率的な管理運営が図られている。 【目標指標】利用者満足度:80%以上	① 指定管理者制度の導入	指定管理者の選 定	指定管理者制 度の導入	→	→	→	→	・令和3年4月から指定管理者による管理運営を開始	おおむね 予定どおり 進んでいる	利用者満足度:80% 以上:(R3年度から実施)	—	
16 上河内・河内地域の体育施設の管理運営の見直し(スポーツ振興課)														
	・上河内・河内地域の体育施設8施設において、市が直営で管理運営を行っている。	・既存の管理運営を見直し、民間活力を効果的に活用することで、事務の効率化や上河内・河内地域の体育施設の効果的・効率的な管理運営が図られている。 【目標指標】利用者満足度:85%以上	① 指定管理者制度の導入	指定管理者の選 定	指定管理者制 度の導入	→	→	→	→	・令和3年4月から指定管理者による管理運営を開始	おおむね 予定どおり 進んでいる	利用者満足度:85% 以上:(R3年度から実施)	—	
公共施設の効果的な管理運営手法の検討														
17 市立図書館(中央・東・上河内)の管理運営の見直し(生涯学習課)														
	・市内5か所の図書館のうち中央、東、上河内図書館において、貸出、返却等の定型的業務も含め市が直営で運営している。	・民間と行政のそれぞれの特性を生かした適切な役割に基づき、既存の管理運営体制を見直し、民間のノウハウを効果的に活用することで、効果的・効率的な管理運営が図られている。	① 図書館(中央・東・上河内)管理運営の見直し(民間委託の拡大等)	検討	指定管理者の選 定	指定管理 者制度の 導入	→	→	→	・令和4年4月から東、上河内、河内図書館と視聴覚ライブラリーに指定管理者制度を導入することを決定	おおむね 予定どおり 進んでいる	—	—	
18 公園の維持管理手法の見直し(公園管理課)														
	・業務委託、指定管理者制度、公園愛護会などにより公園を管理している。	・業務委託、指定管理者制度、公園愛護会に加え、P-PFIや包括委託など、様々な管理手法について検証し、効果的・効率的な公園管理の推進が図られている。	① 管理手法の見直し	管理手法の検討 管理方針の策定	試行的に実施 検証・課題抽出	→	→	→	→	・包括委託や指定管理者制度の拡大などの維持管理手法の比較・検討 ・民間事業者等と意見交換をしながら、指定管理者制度の導入拡大に向けた対象公園や業務範囲を検討	予定より 遅れている	—	—	

方向性2「持続可能な行政経営基盤の確立」—(1)「安定的なサービス提供体制の確立」の取組状況

- ・指定管理者制度や外部委託の推進など、効率的な業務執行に向けた10取組が実施され、9取組において「おおむね予定どおり進んでいる」となり、取組は着実に進んだ。
- ・No.17「市立図書館の管理運営の見直し」については、令和4年度からの東図書館及び上河内図書館への指定管理者制度の導入が決定したことから、令和3年度以降の実施スケジュールを「検討」から「指定管理者の選定(R3)」, 「指定管理者制度の導入(R4~)」に変更した。
- ・No.18「公園の維持管理手法の見直し」については、対象の公園や業務範囲について引き続き検討が必要であることから、令和3年度においても継続して検討をすることとした。
- ・今後も、安定的なサービス提供体制の確立に向けて、現在の人的・財政的資源を効果的に活用できるよう、これまでの考え方にとらわれない手法等の検討に取り組む必要がある。

② 「健全な財政基盤の確立」														
No.	取組効果		実施スケジュール	R2年度				R3年度	R4年度	R5年度	取組状況		指標の達成状況 (R2実績)	効果額
	現状(令和元年度の状態)	実施後(令和5年度末の状態)		令和2年度の取組		進捗								
19 市税等の納付推進 (納税課, 財政課)														
	・市税等納付推進本部で進行管理する13徴収金において、納期内納付や滞納整理の推進に取り組んでいる。	・効果的な滞納整理の推進が図られるとともに、ICTなどを活用し、市民がいつでもどこでも納付できる環境を整備することで、市民の利便性が向上し、納期内納付の推進が図られ、高い収納率を維持している。 【参考指標】市税の収納率	① 効果的な収納対策の推進	推進	→	→	→				・市税及び国民健康保険税において令和2年12月からクレジットカード納付の試行運用を開始 ・市税、国民健康保険税を含む8徴収金においてスマートフォン納付の納付環境を整備(令和3年4月開始)	おおむね予定どおり進んでいる	市税の収納率 ・現年度分:99.1% ・滞納繰越分:34.1% ・全体:97.8%	65,735千円 (市税等)
20 ふるさと応援寄附事業(ふるさと納税)の推進(財政課)														
	・寄附の活用事業として、「子どもの健全育成事業」や「農業王国うつのみやの推進」、「総合的な交通ネットワーク構築事業」など、9つのまちづくり事業を掲げて周知を図り、更なる寄附獲得のため、受付サイトを1サイトから3サイトに増加し、1億円超の寄附を獲得した。	・ふるさと応援寄附事業の推進が図られ、本市の魅力や特色ある取組を寄附者に理解・共感いただくことにより、一定の自主財源の確保や地域経済の活性化につながっている。 【参考指標】ふるさと応援寄附金額	① 寄附事業の推進	推進	→	→	→				・新聞広告や検索連動型広告(インターネット広告)を活用した広報活動を12月から実施 ・「新型コロナウイルス感染症対策事業」を活用事業に掲げ、寄附の募集を開始 ・体験型の返礼品を新規に導入(人間ドック)	おおむね予定どおり進んでいる	ふるさと応援寄附金額:175,794千円	175,794千円
21 公共施設における余剰電力の売却(清掃工場, 水道施設)(廃棄物施設課, 水道管理課)														
	・市有施設における余剰電力は、国の「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT制度)」の活用や一般競争入札の実施などにより売却し、有効活用を行っている。	・引き続き、国の「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT制度)」や一般競争入札などによる売却を行うことで、市有施設の余剰電力の有効活用が図られている。 【参考指標】発電売払収入額(実績値)	① 清掃工場における余剰電力売却	継続	→	→	→				・一般競争入札の実施やFIT制度の活用により効果的に小売電気事業者へ売却	おおむね予定どおり進んでいる	・清掃工場発電売払収入額(実績値):472,378千円 ・水道施設発電売払収入額(実績値):6,328千円	478,706千円
			② 水道施設における余剰電力売却	継続	→	→	→				・FIT制度の活用により小売電気事業者へ売却			
22 下水汚泥消化ガスの有効活用(下水道管理課)														
	・東京電力の送電受入容量不足による接続制限のため、夜間(12時間)のみ売電している。	・東京電力による送電受入容量不足の解消工事が完了し、24時間売電により、税外収入による自主財源の確保ができています。 【参考指標】発電売払収入額(実績値)	① 電力の売払い	継続	→	→	→				・下水汚泥の処理に伴い発生する消化ガスを活用し発電した電力について、固定価格買取制度により夜間(12時間)のみ売電	おおむね予定どおり進んでいる	発電売払収入額(実績値):176,751千円	176,751千円
23 税制度の効果的な活用(わがまち特例等)(税制課)														
	・政策的誘導方策について、その都度、個別に検討している。	・税制度活用に関する支援体制が整備され、政策的誘導方策のひとつとして、税制度の活用が恒常的に検討されている。 【参考指標】わがまち特例を活用した事業数	① 税制度活用に関する支援体制の整備(税制度活用支援チーム・手引き)	支援チームの設置及び庁内周知	→	→	→				・税制度活用支援チームを令和2年4月に設置し、施策・事業の検討に必要な税収の積算など各課への支援を実施	おおむね予定どおり進んでいる	わがまち特例を活用した事業数:5事業(186件)	—
			② 税制度活用に関する調査研究(わがまち特例や不均一課税等)	調査研究	→	→	→				・わがまち特例について国から示されている30事業のうち本市に該当する21事業を条例に規定し、5事業を活用			
24 公共施設等の適正配置, 適正管理の推進(政策審議室)														
	・「宇都宮市公共施設等総合管理計画」に基づき、サービス提供のあり方や施設の規模・適正配置の検討、公共施設等の長寿命化の推進などの公共施設等のマネジメントに取り組んでいる。	・市民サービスを効果的・効率的に提供していくために、公共施設等の長寿命化や維持管理の効率化など、公共施設等マネジメントの取組が着実に推進されている。 【参考指標】重点的・優先的に進行管理する対象施設数	① 施設の配置・規模の適正化, 利活用等の推進	検討 順次実施	→	→	→				・公共施設等総合管理計画の改定に向けて、前期計画の評価や各施設のマネジメント事業計画の取組状況や今後の施設の在り方について、調整・検討(令和3年度改定予定)	おおむね予定どおり進んでいる	重点的・優先的に進行管理する対象施設数:7施設	—
			② 公共施設等の長寿命化	検討 順次実施	→	→	→							
			③ 公共施設等の維持管理の効率化	検討 順次実施	→	→	→							
25 公共建築物の長寿命化の推進(建築保全課)														
	・毎年実施する修繕計画の見直しに際し、劣化・機能診断調査に基づいた修繕の優先順位付けを行い、これを次年度の予算に反映させることで計画的な予防保全及び長寿命化が図られている。	・建築物の老朽化に伴う修繕箇所が増加や物価の変動に対し、劣化・機能診断調査に基づく修繕周期の見直しや適切なコスト管理による事業費の見直しが実施されることにより、安全な施設運営と事業費の平準化が図られている。	① 新たな修繕計画に基づく長寿命化	宇都宮市公共建築物長寿命化計画策定	計画に基づく長寿命化の推進	→	→				・修繕や改修など個別計画を技術的に支援する「宇都宮市公共建築物予防保全計画」を1月に策定	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
26 し尿処理体制・施設の再構築(廃棄物施設課, 下水道管理課)														
	・老朽化が進行している東横田清掃工場で、し尿・浄化槽汚泥を処理している。	・東横田清掃工場を廃止し、川田水再生センターに整備した浄化槽汚泥等受入施設で、し尿・浄化槽汚泥を受け入れ、下水汚泥と一体的に処理することで、効果的・効率的な処理体制が確保されている。	① 浄化槽汚泥等受入施設の整備	整備完了							・川田水再生センターに浄化槽汚泥等受入施設を建設	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
			② 一体処理事業	一体処理開始(一部)	一体処理開始(全量)	→	→				・下水汚泥との一体処理を令和3年1月から段階的に開始			
27 生活排水処理施設の効率的な維持管理の推進(生活排水課)														
	・地方公営企業法の適用に向け、固定資産台帳の整備に着手している。 ・事業別の機能保全計画に基づき、維持管理を実施している。	・地方公営企業法を適用し、経営状況を的確に把握することで、経営健全化に向けた取組を実施し、効率的な運営管理が図られている。 ・最適化計画に基づき、公共下水道への接続など施設の統廃合に向けた検討を行い、施設維持管理の効率化が図られている。	① 地方公営企業法の適用	固定資産調査関係部署との調整	企業会計移行事務	法適用 経営健全化の推進	→				・固定資産台帳を整備し、保有資産の把握及び減価償却費を算定 ・企業会計移行後の会計単位や組織体制等について関係部署と検討	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
			② 最適化計画の策定	策定	改築・統廃合の推進	→	→				・生活排水処理システム全体の効率化に関する方針である「宇都宮市生活排水処理施設最適化計画」を令和3年1月に策定			
28 公有財産の有効活用(未利用地の売払い等)(管財課, 企業総務課)														
	・行政目的を終えた土地を普通財産として所有しており、土地の状況に応じた有効活用策を検討している。	・行政目的を終えた土地について、公売による売払いや貸付を進めることで、維持管理費を削減するとともに、新たな収入の確保が図られている。 【参考指標】未利用地の売払い件数	① 公売の実施	実施	→	→	→				・周知方法を拡充し、公売(入札)を実施 ・周知方法を拡充したことにより、公売(入札)で応札のなかった財産についても、1件を売払い ・市有財産貸付(自販機設置)入札を実施 ・上下水道局が所管する売払い対象土地について、公売に向けた測量等を実施	おおむね予定どおり進んでいる	未利用地の売払い件数:10件	86,463千円

方向性2 「持続可能な行政経営基盤の確立」-(2) 「健全な財政基盤の確立」の取組状況

・市税等におけるスマートフォン決済等の導入や各種計画に基づく各施設の長寿命化や維持管理の効率化など、財政基盤の確立に向けた10取組が実施され、全ての取組において「おおむね予定どおり進んでいる」となり、取組は着実に進んだ。
・今後は、人口減少や税収入の減が見込まれる中において、市税等の納付推進や税外収入の充実、公共施設等の適切な維持管理に着実に取り組むとともに、歳入確保・歳出抑制に向けた新たな方策を検討するなど、必要な経営資源を確保し効果的・効率的に配分できる取組をより一層強化していく必要がある。

③ 「効果的・効率的な事務の執行」															
No.	取組効果		実施スケジュール	R2年度				R3年度				取組状況		指標の達成状況 (R2実績)	効果額
	現状(令和元年度の状態)	実施後(令和5年度末の状態)		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	令和2年度の取組		進捗					
29 E B P M (証拠に基づく政策立案)の推進(政策審議室)															
	・国や関係機関の調査に基づくデータや、本市が独自に実施したアンケート調査等によるデータを活用した政策立案を行っている。	・政策立案に当たり、データの収集・分析に基づく「課題の整理」や「仮説の設定」が行われるなどのEBPM(根拠に基づく政策立案)が実施されている。 【参考指標】EBPMにより導出された新規・拡充事業の件数(推進チームにより分析した事例数)	① 統一したデータの収集及び管理方法の整備 ② EBPM実践事例の蓄積 ③ 職員のデータ活用能力の育成	ルールの整備 EBPMの実践	適宜見直し → 事例を踏まえた庁内研修等	→	→	→	→	→	→	・外部アドバイザーと連携し、PDCAサイクルの推進について検討 ・移住・定住等の促進策をテーマにEBPM実践事例の蓄積を実施 ・庁内研修会を開催	おおむね予定どおり進んでいる	EBPMにより導出された新規・拡充事業の件数(推進チームによる分析):1件	—
30 B P R (業務プロセスや事務処理の仕組みの再構築)の推進(経営管理課)															
	・民間事業者との連携協定により、全庁の業務量把握及び業務改善が見込まれる業務を抽出している。	・BPRにより、業務工程が可視化され、それぞれの業務に応じた手法によって最適化が図られている。 【参考指標】BPRにより最適化された業務件数	① BPR(業務プロセスの見直し) ② BPRの結果を踏まえた新たな事務処理手法の確立	50業務 検討	対象業務の拡大検討 検討 順次実施	→	→	→	→	→	→	・業務改善効果が見込まれる50業務を抽出し、業務委託により業務工程調査・分析等を実施 ・改善策を実施する業務や内容を検討	おおむね予定どおり進んでいる	BPRにより最適化された業務件数:(R3年度から実施)	—
31 I C Tを活用した業務効率化(R P A等)(経営管理課)															
	・AIによる自動応答サービス(教えてミヤリー)、RPA(妊産婦健康診査、他2業務)、Web会議(本庁⇄保健所)の実証実験を実施し、その効果を確認した。	・ICTを活用した業務が拡大し、職員が単純作業等に携わる時間が減少することで、事務の見直しや残業時間の縮減が図られている。 【参考指標】ICTを活用した業務数	① AI ② RPA ③ Web会議	保育所所 特定健康診査 3業務拡大 本庁⇄ 保健所	拡大検討 順次実施 拡大検討 順次実施 拡大検討 順次実施	→	→	→	→	→	→	・AI自動応答サービス(教えてミヤリー)を家庭ごみの分別へ拡充 ・新たに3業務に導入 ・本庁と保健所をつなぐWeb会議システムを令和2年4月に設置	おおむね予定どおり進んでいる	ICTを活用した業務数:12業務	—
32 事務処理の共通化・標準化の推進(経営管理課)															
	・内部管理システムの更新及び事務処理適正化の取組において、基本事務の共通化・標準化に向けた検討を進めた。	・システム更新やBPRなどを通して、業務の見直しが行われ、継続した事務処理方法の見直しや、共通化・標準化が図られている。	① BPRを通じた事務処理の共通化・標準化 ② 内部管理システム更新を通じた事務処理の共通化・標準化	BPRの実施 内部管理システム更新の検討	検討 順次実施 運用開始	→	→	→	→	→	→	・業務改善効果が見込まれる50業務を抽出し、業務委託により業務工程調査・分析等を実施 ・システム的设计を実施	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
33 事務効率化に向けた規定等の再点検(経営管理課)															
	・規程に基づいて業務が執行されている。	・ミスが起こりやすい環境の改善や業務工程の簡素化などが行われ、業務の効率化が図られている。	① 規定の再点検	BPRの実施	推進	→	→	→	→	→	→	・50業務について業務工程を可視化	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
事務執行の体制等に係る取組															
34 適正な事務執行の確保(内部統制の推進)(経営管理課)															
	・宇都宮市適正な事務執行に関する方針(平成26年策定)及び「事務処理ミス再発防止の手引き」の全庁的な実施により、各部署において事務処理ミスの発生防止に努めているほか、監査委員によって、各部署における適正な事務執行が確保されている。	・事務施行における体制やリスクの把握、評価等の仕組みが確立されている。	① 仕組みの確立 ② 職員への研修	リスクの 識別・評価 随時実施	→	→	→	→	→	→	→	・国のガイドラインに基づく市の対応状況を整理 ・チェック強化研修等を実施	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
35 多様な業務手法の検討(T V会議、モバイルワーク等の推進)(経営管理課、人事課)															
	・各種業務において、既存の業務手法を用いて業務を遂行している。	・各業務の内容や性質に適した業務手法が実現されている。	① 会議開催手法の拡充 ② 新たな業務執行手法の導入	テレビ・web会議の 検討導入 ペーパーレス会議 の推進 モバイルワーク等の 導入検討	順次実施 拡大検討 順次実施 拡大検討	→	→	→	→	→	→	・本庁と保健所間のWeb会議システムを令和2年4月に設置 ・遠隔会議が実施できるよう、危機対策本部委員へiPadを配付 ・LGWANに接続可能なモバイルルーター69個を全庁に展開し、在宅勤務を拡充	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
36 職員提案の推進(経営管理課)															
	・職員提案により、継続的に事務効率化や市民サービスの向上が図られている。	・職員提案によって事務改善が推進され、職員のモチベーションや意識改革が図られている。 【参考指標】職員提案制度の提案件数	① 職員提案制度	見直し	実施	→	→	→	→	→	→	・コロナ禍における業務への工夫や効率化を図った事例について、庁内で共有できるよう、提案票にて報告してもらうよう通知	おおむね予定どおり進んでいる	職員提案制度の提案件数 ・実績提案:12件 ・自由提案:4件	—
その他事務執行に係る取組															
37 情報システム最適化の推進(経営管理課)															
	・市税・福祉システムについて再構築に着手し、ホストコンピュータについて、令和2年9月の廃止に目途をつけるとともに、保健情報管理システム及び戸籍システムについて、システム更新に合わせた機器統合の検討を開始した。	・本市が保有する情報システムが最適な環境に整備され、確実なデータ連携やシステム経費の低減、行政事務の効率化が図られている。	① ホストコンピュータシステムからパッケージシステムへの移行 ② 仮想環境への統合	市税システム・総合福祉システム ⇒ホストコンピュータの廃止 更新に合わせ統合	→	→	→	→	→	→	→	・保健情報管理システムの更新に係るプロポーザルを実施し、9月から構築を開始(令和4年2月稼働予定) ・市税・福祉システムを9月から本稼働し、ホストコンピュータの撤去を完了 ・既にパッケージシステム化している戸籍システムについて、機器統合に向けてRFIを実施し、実現可能性を確認	おおむね予定どおり進んでいる	—	▲260,000千円
38 特定健診事業におけるA I活用(保険年金課、健康増進課)															
	・これまで国が推奨する受診率向上対策の取組を実施してきたが、過去4年間の受診率はほぼ横ばいの状況である。 【実績】平成30年度:29.6%、平成29年度:29.4%、平成28・27年度:ともに29.5%	・AIを活用し、未受診者の行動変容を促す効果的な受診勧奨を行うことで、特定健康診査受診率が向上するとともに、行政事務の効率化が図られている。 【目標指標】特定健康診査受診率:35%(中核市平均値)以上	① AIを活用したより効果的な未受診者への通知勧奨 ② 通知勧奨の評価	通知勧奨 評価	→	→	→	→	→	→	→	・AIが算出した受診率を基に受診勧奨通知を送付 ・勧奨対象者における受診者数や受診率等について評価	おおむね予定どおり進んでいる	特定健康診査受診率:25.9%(速報値) (R3年8月現在) ※前年度同月比3.9Pt減	—
39 市有施設におけるエネルギー利用の効率化の推進(環境政策課)															
	・もったいないEMSと連携しながら、節電などの運用改善や電力契約方法の見直しによる調達改善などの周知・徹底に取り組んでいる。	・市有施設全体の更なる省エネルギー化により、省エネ法の努力義務達成や第3次宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プランに掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成に必要なエネルギー使用削減目標の達成が図られている。	① もったいないEMSによるエネルギー管理の運用 ② “ストップ・ザ・温暖化”プランによる省エネルギー化の推進	運用 2次計画に基づく取組の実施 3次計画の策定	→	→	→	→	→	→	→	・職員の環境配慮行動を促進 ・有識者による外部監査を行い、市役所のエネルギー利用の効率化等に資する効果的・適切な運用を確認 ・「第2次宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」に掲げる各種事業を実施 ・「第3次宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」を策定し、機器・設備の高効率化や職員の環境配慮行動の推進など、今後、5か年で推進する施策事業を位置付け	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
40 屋外灯(道路照明、公園内灯)のL E D化の促進(都市基盤保全センター、公園管理課)															
	・道路照明の更新時期を迎えたものや消費電力の大きい水銀灯やナトリウム灯などについて、計画的にLED灯に更新している。(LED化率:32.8%(1,673灯/5,098灯)) ・公園の公園内灯のLED化については、更新時期を迎えたものや消費電力が大きい公園から、計画的にLED灯に更新しており、環境負荷の低減を図っている。(LED化率:7.6%(118灯/1,561灯))	・道路照明のLED化による省電力化により電気使用量が削減されるとともに、環境負荷の低減が図られている。 ・公園の公園内灯のLED化が促進され、公園内灯の更新及び省電力化・照度確保により、環境負荷の低減や公園利用者の安全確保が図られている。 【参考指標】 ・LED化を必要とする道路照明のLED化率 ・公園内灯に占めるLED灯割合	① 道路照明のLED化 ② 公園内灯のLED化	実施 実施	→	→	→	→	→	→	→	・道路照明の不点灯や更新対象施設、消費電力の大きい水銀灯やナトリウム灯などをLED灯へ更新 ・更新時期を迎えたものからLED灯へ更新	おおむね予定どおり進んでいる	・LED化を必要とする道路照明のLED化率41.9%(2,139灯/5,098灯) ・公園内灯に占める割合LED灯7.8%(121灯/1,561灯)	▲6,640千円(道路照明)

方向性2「持続可能な行政経営基盤の確立」—③「効果的・効率的な事務の執行」の取組状況

・事務処理の共通化・標準化、AIの活用など、効果的・効率的な業務の執行に向けた12取組が実施され、全ての取組において「おおむね予定どおり進んでいる」となり、取組は着実に進んだ。
 ・今後は、より一層の業務改善や効率化を図る必要があることから、BPRやICTの活用による効率化に加えて、業務の改善・見直しに向けた職員の意識醸成を図り、継続的な改善による更なる効率化や生産性の向上に取り組む必要がある。

方向性3「時代に対応した公共的サービス基盤の構築」 市民や事業者、まちづくり活動団体などの多様な担い手との連携による時代に対応した公共的サービス基盤の構築に取り組むもの											
No.	取組効果		実施スケジュール				取組状況		指標の達成状況 (R2実績)	効果額	
	現状(令和元年度の状況)	実施後(令和5年度末の状況)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	令和2年度の取組	進捗			
41	公民連携事業の推進(経営管理課)										
	・市と民間事業者による連携がそれぞれの所管課で個別に実施されている。	・市の課題に対応するため、公・共・私が多様な主体がそれぞれの強みを発揮できる環境が構築されるとともに、公民が連携した事業やサービスが展開されている。 【参考指標】公民連携事業の実現数	① 公民連携窓口(みや・公民連携デスク)の活用	開設	対象拡大検討 順次実施	→	→	・「みや・公民連携デスク」を令和2年4月に開設 ・22件の相談・提案のうち、1件を事業化	おおむね 予定どおり 進んでいる	公民連携事業の実 現数:1件	—
			② 公民連携に係る庁内理解促進	実施に向けた 検討	順次実施	→	→	・外部の公民連携アドバイザーを活用した研修会を実施			
42	オープンデータの活用促進(スーパースマートシティ推進室)										
	・人口統計情報、都市計画・建物・住宅関係情報など420種類の情報を公開している。	・利用者のニーズにマッチした「オープンデータ」を提供し、スマートフォンアプリの開発や新規ビジネスの展開などに活用されている。 【参考指標】位置情報を付加したオープンデータ数	① データの拡充	拡大検討 順次実施	→	→	→	・3データ拡充及び利便性向上のための集約(35データ)を実施	おおむね 予定どおり 進んでいる	位置情報を付加した オープンデータ数: 40件	—
			② 位置情報の付加	対象検討 順次実施	→	→	→	・2件追加			
			② データの提供方法の整理	対象検討 順次実施	→	→	→	・オープンデータ専用のWEBサイト構築に係る検討を実施			
43	民間活動の活性化に向けた規制緩和の推進(経営管理課)										
	・平成27～28年度に1,395項目の独自規制のうち65項目の見直しを実施 ・国の提案募集制度に4件の提案(平成27～28年度)を行い、全て実現済み ・県の事務処理特例制度により、930事務を実施	・社会経済環境や民間事業者等のニーズを踏まえ、既存の規制の見直しや新たな権限・事務の移譲を受けることで、民間事業者等の活動がより活発になっている。 【参考指標】提案募集制度の提案件数	① 「独自規制」の見直し	課題の導出 検討	→	→	→	・実施方法の検討	おおむね 予定どおり 進んでいる	提案募集制度の提案 件数:0件	—
			② 提案募集制度	課題の導出 検討	→	→	→	・第10次一括法の施行に伴い1条例を改正(令和3年4月施行)したほか、6事務の取扱いを整理			
			③ 事務処理特例制度	課題の導出 検討	→	→	→	・県からの自治法協議に対応(3件)			
市民協働によるまちづくりの推進											
44	まちづくり活動への参加と活動主体間の連携・協力の促進(みんなでまちづくり課)										
	・「まちづくり活動応援事業」を通して、地域活動団体やNPOなどによるまちづくり活動参加の「きっかけ作り」と活動継続の「励み」を提供している。 【現状値】 ①まちづくり活動応援事業活動登録者数:977人(令和元年度) ②「まちづくり活動に参加している」市民の割合:一(令和元年度)	・市民、地域活動団体、NPO、事業者等が役割を分担しながら、連携・協力しており、各活動主体が自発的な協働の意識のもと、まちづくり活動が広がっている。 【目標指標】 ・まちづくり活動応援事業活動登録者数:20,400人(令和5年度集計) ・「まちづくり活動に参加している」市民の割合:25%(令和5年度集計)	① まちづくり活動応援事業の実施	実施	→	→	→	・団体の活動内容等を取りまとめた「活動事例集」や若者が活動をはじめのきっかけ作りとなる「事業PR動画」を作成し、市ホームページ等で情報を発信	おおむね 予定どおり 進んでいる	・まちづくり活動応援 事業活動登録者数 1,221人 ・「まちづくり活動に参加 している」市民の割 合24.6%	—
			② まちづくりセンターの利用促進・団体間の交流機会の拡充	実施	→	→	→	・貸しオフィス入居団体との意見交換を実施 ・若者の活動参加のきっかけ作りのため「釜川コケ落とし大作戦」や「クリーン&ウオーク」等のボランティア活動を実施			
45	市民活動団体(NPO法人等)の活性化(みんなでまちづくり課)										
	・市民活動団体の活性化に向けて、市民活動助成事業による、団体の事業の立ち上げや活動拡充にあたっての財政的支援のほか、「まちづくりセンター」における継続的な研修講座(会計事務等)の開催により、団体の事務能力の向上が図られている。 【現状値】 まちづくりセンター、ボランティアセンターの登録団体数(令和元年度):614団体	・市民活動団体の自立や活動の継続につながるよう、団体に応じた活動支援を行うことで、市民活動団体の活力が維持されている。 【目標指標】まちづくりセンター、ボランティアセンターの登録団体数:657件(令和5年度集計)	① 宇都宮市市民活動助成事業の拡充	検討	実施	→	→	・助成金の増額や要件の緩和などの見直しを実施(令和3年度から適用)	おおむね 予定どおり 進んでいる	まちづくりセンター、 ボランティアセンター の登録団体数:603団 体	—
			② 組織・財政基盤強化に向けた研修会等の開催	実施	→	→	→	・活動に関する相談やzoomを活用した講座を開催			
			③ まちづくり活動応援事業の実施	実施	→	→	→	・「活動事例集」や若者が活動をはじめのきっかけ作りとなる「事業PR動画」を作成し、市ホームページ等で情報を発信			
46	地域主体のまちづくりの促進(みんなでまちづくり課)										
	・計画策定済み地区の取組事例の紹介や地域行政機関による継続した支援を行ってきており、計画策定済地区は20地区、策定中地区が2地区となっている。 ・地域行政機関が業務所管課と連携を図りながら、地域のまちづくり活動を支援している。	・39地区において地域まちづくり計画が推進され、地域住民が、コミュニティを大切にしながら、地域の特性に合わせ一体的にまちづくり活動に取り組む環境が整ってきている。 ・地域と行政をつなぐための機能強化が図られ、地域状況に応じた柔軟な行政支援が展開されている。 【参考指標】地域まちづくり計画の計画推進地区数	① 地域まちづくり計画の推進	策定支援 ・推進	→	→	→	・計画未策定地区において、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等を実施(新たに2地区が検討を開始)	おおむね 予定どおり 進んでいる	地域まちづくり計画の 計画推進地区数:31 地区(策定済20、策 定中2、検討中9)	—
			② まちづくり活動支援機能の強化	検討 順次実施	→	→	→	・「地域行政機関所長会議」などにより、業務所管課との情報共有や意見交換を実施			
47	地域共生社会の実現に向けた取組の推進(保健福祉総務課、高齢福祉課、健康増進課)										
	・市民の健康への意識や関心が高まっている一方で、健康づくりや生活習慣病の発症予防・重症化予防を行っていない人が増加傾向にある。 ・高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等、各分野における福祉ニーズの増大など、福祉課題はますます複雑化・多様化してきている。	・市民の誰もが、自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、充実した保健・医療・介護・福祉サービスが提供されることにより、住み慣れた地域において、共に支え合いながら安心して自立した生活を送っている。 【参考指標】市民意識調査結果における「共に支え合う地域社会づくりの推進」の満足度	① 地域包括ケアシステムの構築	深化・推進	→	→	→	・「第2層協議体」が9地区で設立(累計28地区/39地区) ・「認知症サポーター養成講座」を開催(「認知症サポーター」を1,381人養成) ・「ステップアップ講座」を開催(「認知症パートナー」を35人養成)	おおむね 予定どおり 進んでいる	市民意識調査結果に おける「共に支え 合う地域社会づく りの推進」の満足 度:25.3%	—
			② 多機関協働による包括的支援体制の構築	検討	→	→	→	・(仮称)共生型地域包括支援センターの設置や保健福祉拠点の充実・強化に向けた検討を実施 ・複数の機関が関わるような複雑化・複合化した事例の相談情報を一元的に管理できる「丸ごと相談つながるシート」を活用し、13件の相談に対応			
			③ 分野全体を俯瞰した効果的な保健事業等の展開	検討	→	→	→	・市内各地域の人口等の社会情報、国保データベースの医療・健診・介護や市民アンケート結果、公共交通などのデータをもとに、地域の特性や課題を明らかにした「地域別データ分析ブック」を令和2年9月に作成し、地域からの要望等に応じて結果を説明			
48	出資法人等の経営改革の推進(経営管理課)										
	・市は団体に対して支援を行い、各団体が設立目的の達成に向けて、主体性をもって経営改革の取組を推進している。	・市による団体の人的・財政的関与の適正化が図られ、市の支援を受けながら、団体が自主的に機能の強化や事業の充実に向けて取り組んでいる。	① 団体の自主的な経営改革の推進	各団体の 支援・推進	→	→	→	・「宇都宮市出資法人等の運営等に対する関与の基本方針」を令和3年3月に策定し、団体と市の役割分担や関与の在り方を整理	おおむね 予定どおり 進んでいる	—	—
			② 人的・財政的関与の適正化	順次対応	→	→	→	・労働関係法令の改正に関する情報提供を実施			

No.	取組効果		実施スケジュール					取組状況		指標の達成状況 (R2実績)	効果額
	現状(令和元年度の状態)	実施後(令和5年度末の状態)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	令和2年度の取組	進捗			
その他公共的サービス基盤に係る取組											
49 Uスマート推進協議会における実証実験等の推進 (スーパースマートシティ推進室)											
	<ul style="list-style-type: none"> Uスマート推進協議会において、宇都宮市が目指すスマートシティの姿や今後実施する実証実験の内容をまとめた「宇都宮スマートシティモデル推進計画」を令和2年3月に策定し、今後の実証実験の実施に向けた検討を行っている。 ※計画期間: 令和2年から令和4年 	<ul style="list-style-type: none"> 実証実験の成果から、ICTを活用した、民間のアイデアやノウハウを取り入れた新たな事業が創出・実装されている。 【参考指標】実証実験の実施数 	① Uスマート推進協議会の運営 (宇都宮スマートシティモデル推進計画の推進)	推進	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 協議会総会において事業計画や収支予算の承認、事業報告の徴取による進捗把握等を実施 各実証実験の関係者でワーキンググループを開催し、事業の詳細の検討や情報共有を実施 	おおむね予定どおり進んでいる	実証実験の実施数:6件	—
			② 実証実験の実施	推進	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 大谷地域における観光型MaaSプロジェクト等6件を実施 令和3年度に向けて新規分野での実証実験に係る公募を実施 			
			③ スマートシティの取組に係る周知啓発の実施	検討・推進	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 市政記者クラブへの情報提供、広報紙への掲載、民間ニュースリリースサイトへの投稿等を実施 			
50 民間ストックを活用した市営住宅の整備 (住宅政策課)											
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな住宅セーフティネット制度において13戸が登録されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化に伴う市営住宅減少分について、民間賃貸住宅の活用により、新たな住宅セーフティネットの構築が図られている。 	① 新たな住宅セーフティネットの構築の検討	制度構築の検討 順次実施	基礎調査	計画策定	施策実施	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者の世帯数や世帯属性などの実態、民間空き家で現在活用可能な戸数や住戸属性の現状を調査 今後活用が見込まれる戸数や住戸属性等について検討 	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
51 ガバメントクラウドファンディングによる担い手支援 (財政課, 経営管理課)											
	<ul style="list-style-type: none"> ガバメントクラウドファンディングにより、地域課題の解決や地域振興に資する事業の起業家に対して、初期投資に係る支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> クラウドファンディングにより、自主財源を確保しながら、多様な担い手による地域の活性化に向けた様々な事業が展開されている。 【参考指標】ガバメントクラウドファンディングによる支援事業数 	① ふるさと納税を活用した支援の実施	制度構築	制度開始	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題等の解決に取り組む活動団体(NPO等)への支援に関して、寄附者の関心が高い分野を把握 ふるさと納税を活用した活動団体への支援のスキームを検討 	おおむね予定どおり進んでいる	ガバメントクラウドファンディングによる支援事業数: (R3年度から実施)	—
52 地域新電力を活用した再生可能エネルギーの地産地消の推進 (環境政策課)											
	<ul style="list-style-type: none"> 電力小売事業については、民間事業者がサービスを提供しているが、市が保有する再生可能エネルギーを有効活用するため、再生可能エネルギーの地産地消を実現する「地域新電力」について、会社設立に向けた具体的な事業内容や運営体制のあり方などを検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民の適切な役割に基づく連携により設立された「地域新電力会社」により、民間のノウハウや技術を取り入れた「再生可能エネルギーの地産地消」が図られ、地域の低炭素化が促進されているほか、売電収入の増、電気料金の削減などが図られている。 【参考指標】CO2排出削減量 	① 公民連携による地域新電力会社の設立	会社の設立準備	会社の設立 市有施設等への電力供給開始	順次、地域還元事業の検討・実施	→	<ul style="list-style-type: none"> 本市と共同で出資・会社運営を行う事業パートナー候補となる優先交渉権者を3月に決定 地域新電力会社の設立に向けて、優先交渉権者と協議・調整を図りながら、会社の事業計画の検討を実施(令和3年度当初策定予定) 	おおむね予定どおり進んでいる	CO2排出削減量: (R3年度から実施)	—
53 中央卸売市場の再整備における民間活力を活用した賑わいエリアの整備 (中央卸売市場)											
	<ul style="list-style-type: none"> 改正卸売市場法の趣旨や影響を踏まえた整備方針及び募集方法等を策定するため、関連棟移転に向けた関連事業者との意見交換や賑わいエリア創出に係る調査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 賑わいエリア整備用地が確保され、民間事業者による整備事業が推進している。 	① 整備方針の策定・募集等	整備方針・スケジュールの検討	整備方針の策定 募集要綱等の作成	事業者の募集・選考	(民間事業者による整備等の検討)	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者への参入意向調査や関連事業者との意見交換、飲食・物販・物流など市場の活性化や収益向上に寄与する機能の検討を実施 事業環境が大きく変わり、改めて整備方針等について見直す必要が生じたことから、整備方針の方向性やスケジュールなどを調整 	おおむね予定どおり進んでいる	—	—
			② 賑わいエリアにおける既存施設の解体	解体開始	→	→	解体完了	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から実施 			

方向性3 「時代に対応した公共的サービス基盤の構築」の取組状況

- ・公民連携窓口の設置やオープンデータの拡充、地域包括ケアシステムの構築における地縁団体等との連携など、多様な担い手と連携した13取組が実施され、全ての取組において「おおむね予定どおり進んでいる」となり、取組は着実に進んだ。
- ・No.53「中央卸売市場の再整備における民間活力を活用した賑わいエリアの整備」については、民間事業者への参入意向調査や関連事業者との意見交換、市場の活性化や収益向上に寄与する機能の検討を進めてきたが、事業環境が大きく変わり、改めて整備方針等について見直す必要が生じたことから、当初のスケジュールの見直しを行った。
- ・今後は、ICT等の技術開発が著しい分野における規制緩和や感染症の影響による活動の制限への配慮なども踏まえ取り組む必要がある。